

魚津市告示第21号

魚津市日中一時支援事業実施要綱を次のように定める。

令和7年2月7日

魚津市長 村椿 晃

魚津市日中一時支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づき、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の日中ににおける活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、魚津市日中一時支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び児童福祉法（昭和22年法第164号）において使用する用語の例による。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、魚津市とする。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、本市に居住する障害者又は本市に居住する保護者の障害児とする。ただし、本市による法第5条第1項に規定する障害福祉サービスの共同生活援助の支給決定を受けている障害者の場合は、この限りでない。

(事業の内容)

第5条 第15条の規定により市長の登録を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、この事業にて実際に支援を受ける障害者等（以下「利用者」という。）に対し、第13条第2項に規定する事業所にて、活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等の支援を行うものとする。

2 前項の規定に基づく支援を受けることができる時間は、1月当たり80時間を上限とする。ただし、魚津市社会福祉事務所長（以下「所長」という。）が緊急その他やむを得ない事由であると認めた場合は、この限りでない。

(利用の申請)

第6条 この事業の利用を申請しようとする者（障害児に対する支援を希望する場合は、当該障害児の保護者。以下「申請者」という。）は、魚津市日中一時支援事業利用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、所長に提出するものとする。

（1）障害者等と確認できる書類

（2）前号に掲げるもののほか、所長が必要と認める書類

(利用の決定)

第7条 所長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る障害者又は障害児の状況等を調査して申請に係る利用の適否を決定し、申請者に魚津市日中一時支援事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(利用申請内容の変更の届出)

第8条 前条の規定による利用の決定を受けた者（以下「利用決定者」という。）は、申請内容に変更が生じた場合、速やかに魚津市日中一時支援事業利用変更届出書（様式第3号）を所長に提出するものとする。

(利用決定の取消し)

第9条 所長は、利用決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による利用決定を取り消すことができる。

（1）この事業の対象者でなくなった場合

（2）不正又は虚偽の申請により利用決定を受けた場合

（3）前2号のほか、所長が取り消すことを必要と認めた場合

2 所長は、前項の規定により利用決定を取り消したときは、魚津市日中一時支援事業利用決定取消通知書（様式第4号）により利用決定者に通知するものとする。

(利用方法)

第10条 利用者がこの事業を利用するときは、利用決定者が魚津市日中一時支援事業利用決定通知書（様式2号）及び魚津市日中一時支援事業利用票（様式第5号）を登録事業者に提示し、当該登録事業者に直接申し込むものとする。

(法令による給付との調整等)

第11条 この事業の利用は、法、児童福祉法、介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法令の規定による給付等に基づくサービスのうち同様のサービスを受けられるときは、当該サービスを優先させるものとする。

2 前項によるサービスを受ける日は、この事業を利用することができない。ただし、所長が緊急その他やむを得ない事由であると認めた場合は、この限りではない。

(費用の支給)

- 第12条 市長は、利用者が第5条の規定に基づく支援を受けたときは、1回につき市長が別に定める単価表に定める額を利用決定者に支給する。
- 2 前項の場合において、利用決定者があらかじめ同項の規定による費用の支給について代理受領を申し出ている場合は、当該利用決定者に支給すべき額の限度において、当該利用決定者に代わり登録事業者に支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払があったときは、利用決定者に対し第1項の規定による費用の支給があったものとみなす。
- 4 第2項の規定による支払があったときは、当該登録事業者は当該利用決定者に対して費用を受領した旨を通知するものとする。

(事業者の登録等)

- 第13条 事業者の登録は、日中一時支援事業を行う事業所ごとに行うものとする。
- 2 事業者は、次に掲げるいずれかの事業所を有していなければならない。
- (1) 法における生活介護、短期入所、就労移行支援又は就労継続支援の指定を受けた事業所
- (2) 児童福祉法における児童発達支援又は放課後等デイサービスの指定を受けた事業所
- (3) 介護保険法における通所介護又は地域密着型通所介護の指定を受けた事業所

(事業者の登録申請)

- 第14条 前条の規定に基づき事業者の登録を受けようとする者（以下「事業登録申請者」という。）は、魚津市日中一時支援事業者登録申請書（様式第6号）に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 運営規程
- (2) 利用決定者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- (3) 従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (4) 法における生活介護、短期入所、就労移行支援若しくは就労継続支援又は児童福祉法における児童発達支援若しくは放課後等デイサービス又は介護保険法における通所介護若しくは地域密着型通所介護の指定を受けていることを証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(登録の決定)

- 第15条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業者の登録の可否を決定し、事業者登録申請者に魚津市日中一時支援事

業者登録決定（却下）通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（事業者申請内容の変更等の届出）

第16条 登録事業者は、申請内容に変更が生じたとき、及び当該事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、魚津市日中一時支援事業者変更（廃止・休止・再開）届出書（様式第8号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（報告等）

第17条 市長は、第12条の規定による費用の支給に関して必要があると認めるときは、当該登録事業者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（登録の取消し）

第18条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を取り消すことができる。

- （1） 第12条の規定による費用の請求に関し不正があったとき。
- （2） 第5条に規定する内容を行うことができなくなったとき。
- （3） 前条の規定による質問若しくは検査に応じず、又は虚偽の報告をしたとき。
- （4） 不正の手段により第15条に規定する登録を受けたとき。
- （5） 前各号のほか、市長が取り消すことを必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、魚津市日中一時支援事業者登録取消通知書（様式第9号）により登録事業者に通知するものとする。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（要綱の廃止）

2 魚津市日中一時支援事業実施要綱（平成18年魚津市告示第67号。以下「旧要綱」という。）は、令和7年3月31日をもって廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行前に旧要綱の規定によりなされた申請又は決定は、この要綱の該当規定によりなされたものとみなす。

（準備行為）

4 第14条及び第15条の規定による事業者の登録申請その他の準備行為は、この告示の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

様式第1号（第6条関係）

魚津市日中一時支援事業利用申請書

魚津市社会福祉事務所長 宛

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ ----- 氏 名			生年月日	年 月 日	
				利用申請に係る児童との続柄		
	居住地	〒				
	フリガナ			電話番号		
	利用申請に係る児童 氏名			生年月日	年 月 日	
	身体障害者手帳番号	療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号		疾病名

他のサービスの利用状況	障害福祉サービス等	障害支援区分等	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間	
		利用中のサービスの種類と内容				
	介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援()・要介護 1 2 3 4 5	利用中のサービスの種類と内容
支援の申請内容	1日当たりの利用時間	時間				
	1月当たりの利用日数	日				
	その他					

魚津市日中一時支援事業の費用の支給の受領に関する権限について、事業登録事業者に委任します。

申請者氏名 _____

申請書提出者	申請者本人	申請者本人以外（下の欄に記入）	
フリガナ ----- 氏 名			申請者との関係
住所	〒		
	電話番号		

魚津市日中一時支援事業利用決定（却下）通知書

様

魚津市社会福祉事務所長 印

日中一時支援事業の利用について下記のとおり通知します。

1 決定

申請者	氏名		利用申請に係る児童との続柄		
	居住地		電話番号		
利用申請に係る児童の 氏名			生年月日	年 月 日	
有効期間		年 月 日から	年 月 日まで		

決定支援内容	
--------	--

注意事項	1 本事業を利用する際は、この通知書と魚津市日中一時支援事業利用票を事業者に提示してください。 2 記載事項等に変更があったときには、利用変更届を提出してください。
------	---

2 却下

却下の理由	
-------	--

(審査請求及び取消訴訟に関する教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、魚津市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、魚津市を被告として（訴訟において魚津市を代表する者は魚津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

様式第3号（第8条関係）

魚津市日中一時支援事業利用変更届出書

年 月 日

魚津市社会福祉事務所長 宛

このことについて次のとおり変更します。

利用決定者	氏名				利用決定に係る児童との続柄		
	居住地				電話番号		
利用決定に係る児童の 氏名					生年月日	年 月 日	
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神障害者保健 福 祉 手 帳 番 号		疾病名	

変更事項	変 更 前	変 更 後
氏名等		
居住地		
その他		
変更年月日		

様式第4号(第9条関係)

第
年 月 号
日

魚津市日中一時支援事業利用決定取消通知書

様

魚津市社会福祉事務所長 印

日中一時支援事業の利用について下記のとおり通知します。

利 用 決 定 者	氏 名		利用決定に係る 児童との続柄	
	居 住 地		電話番号	
利用決定に係る 児童氏名			生年月日	年 月 日
有 効 期 間				

取消理由	
------	--

(審査請求及び取消訴訟に関する教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、魚津市長に対して審査請求することができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、魚津市を被告として（訴訟において魚津市を代表する者は魚津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

様式第5号(第10条関係)

魚津市日中一時支援事業利用票					
利用決定者 氏名					
利用者氏名					
居住地					
利用決定期間					
利用決定時間					
魚津市社会福祉事務所長					

- 1 -

番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	算定時間	月累計時間	事業者確認欄
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

- 2 -

番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	算定時間	月累計時間	事業者確認欄
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

- 3 -

番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	算定時間	月累計時間	事業者確認欄
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

- 4 -

様式第6号（第14条関係）

魚津市日中一時支援事業者登録申請書

年　月　日

魚津市長 宛

申請者　　所在地
名 称
代表者

魚津市日中一時支援事業実施要綱第14条に規定する当該事業の事業者の登録を受けるに当たり、下記のとおり申請します。

記

申請者（設置者）	フリガナ					
	名称					
	主たる事務所の所在地					
	法人である場合その種別			法人所轄庁		
	連絡先	電話番号			FAX番号	
	代表者の職・氏名	職名		氏名		
		生年月日				
代表者の住所						
登録を受けよつとする事業所	フリガナ					
	名称					
	事業所の所在地					
	管理者の職・氏名・経歴・住所	職名		氏名		
		生年月日				
		経歴				
		住所				
サービス提供責任者の職・氏名・経歴・住所	職名		氏名			
	生年月日					
	経歴					
	住所					
登録申請をする事業の事業開始予定年月日	年　月　日					

（添付書類）「運営規程」、「利用決定者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要」、「従業者の勤務の体制及び勤務形態」及び「法における生活介護、短期入所、就労移行支援若しくは就労継続支援又は児童福祉法における児童発達支援若しくは放課後等デイサービス又は介護保険法における通所介護若しくは地域密着型通所介護の指定を受けていることを証する書類」

様式第7号（第15条関係）

魚津市指令 第 号

事業者所在地

事業者名

事業者代表者

魚津市日中一時支援事業者登録決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市日中一時支援事業者の登録について、
魚津市日中一時支援事業実施要綱第15条の規定により、次のとおり決定しましたので通知
します。

年 月 日

魚津市長

印

記

1 登録決定

事業者名

事業者所在地

事業者代表者名

事業所名

事業所所在地

登録開始日

年 月 日

2 登録却下

却下の理由

様式第8号（第16条関係）

魚津市日中一時支援事業者変更（廃止・休止・再開）届出書

年　月　日

魚津市長 宛

届出者 所在地

名 称

代表者

次のとおり登録決定を受けた内容を変更（廃止・休止・再開）しましたので届け出ます。

登録内容を変更（廃止・休止・再開）した事業所		名 称 所 在 地	
変更事項			
変更の内容			
1	事業者の名称	(変更前)	(変更後)
2	事業者の主たる事務所の所在地		
3	代表者の氏名、生年月日、住所又は職名		
4	事業所の名称		
5	事業所の所在地		
6	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所又は経歴		
7	事業所のサービス提供責任者の相談支援専門員の氏名、生年月日、住所又は経歴		
8	運営規程		
9	その他		
変更年月日		年 月 日	
廃止・休止・再開事項			
廃止・休止・再開年月日		年 月 日	
廃止・休止した理由			

（変更の場合の添付書類）「変更内容が確認できる書類」

（再開の場合の添付書類）「運営規程」、「利用決定者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要」、「従業者の勤務の体制及び勤務形態」及び「法における生活介護、短期入所、就労移行支援若しくは就労継続支援又は児童福祉法における児童発達支援若しくは放課後等デイサービス又は介護保険法における通所介護若しくは地域密着型通所介護の指定を受けていることを証する書類」

様式第9号(第18条関係)

魚津市指令 第 号

事業者所在地

事業者名

事業者代表者

魚津市日中一時支援事業者登録取消通知書

年 月 日付け魚津市日中一時支援事業者登録について、次のとおり取り消しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長

印

記

登 錄 事 業 者	事業者名	
	所在地	
	代表者名	
登録取消 年月日	年 月 日	
登録取消 理由		